



## 公益財団法人ソーシャルサービス協会 第 34 回理事会(みなし) 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容  
(1) 定款第 23 条の規定にもとづき涌井俊夫を常務理事に選定し、常務理事とする。
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者  
理事 川手 益己
3. 理事会の決議があったとみなされた日  
2020 年(令和 2) 9 月 10 日
4. 議事録の作成に係る職務をおこなった理事  
理事長 神田 豊和
5. 理事総数 5 名の 同意書  
別添のとおり
6. 監事総数 2 名の異議がないことを証する書類  
別添のとおり

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条及び定款第 23 条の規定にもとづく提案について、理事全員が書面により同意の意思を示し、各監事が異議のない書面を提出したため、理事会の決議があったとみなされたので、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に署名捺印する。

2020年9月10日

公益財団法人ソーシャルサービス協会  
理事長 神田 豊和